

○厚生労働省告示第五百号

放射性医薬品の製造及び取扱規則（昭和三十六年厚生省令第四号）第二条第六項第一号、第三号、第五号及び第九号並びに同条第七項第一号の規定に基づき、放射性物質等の運搬に関する基準（平成十七年厚生労働省告示第四百九十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十二月二十六日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第一条第一項第二号中「のうち、非開放型の構造のもの」を削り、同条第四号中「外接する直方体の一辺が一・五メートル以上であり、かつ、」を削る。

第十条第一号中「イからチまで」を「イからリまで」に改め、同号へ中「位置」の下に「（当該位置に表示を有することが困難である場合は、輸送物の表面）」を加え、「Radioactive」を「RAD I O A C T I V E」に改め、同号に次のように加える。

リ 放射性物質の使用等に必要な書類その他の物品（放射性輸送物の安全性を損なうおそれのないものに限る。）以外のものが収納され又は包装されていないこと。

第十条第二号中「イからルまで」を「イからヌまで」に改め、同号イ中「及びチ」を「、チ及びリ」に改め、同号リを削り、同号ヌを同号リとし、同号ルを同号ヌとする。

第十八条に次の一項を加える。

6 放射性輸送物が収納又は包装されているオーバーパックには、その表面の見やすい箇所に、次の各号に掲げる事項を鮮明に表示し、かつ、耐久性を有しているものでなければならぬ。ただし、収納又は包装されている放射性輸送物の全ての表示が容易に確認できる場合は、この限りでない。

一 第二項第一号に掲げる事項及び品名

二 「オーバーパック」又は「OVERPACK」の文字

附 則

（施行期日）

第一条 この告示は、平成二十七年一月一日から適用する。

（経過措置）

第二条 この告示の適用の際現に運搬されている放射性輸送物（放射性医薬品の製造及び取扱規則第二條第七項第一号イに規定する放射性輸送物をいう。）については、当該運搬が終了するまでは、この告示による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。